

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 位置及び地形等の特徴

印西市（以下「当市」と表記）は千葉県北西部、都心から約40km、千葉市から約20km、成田国際空港から約15kmに位置し、市域は北部を利根川、南東部を印旛沼、北西部を手賀沼に囲まれ、標高20～30mほどの台地・段丘部と湖沼周辺の低地部から構成されている。

低地部は、恵まれた水辺環境により豊かな水田地帯が形成されている。また、台地部と低地部の境には、印旛沼や手賀沼などに流れ込む大小の河川の浸食作用によって枝状に形成された下総台地特有の谷津が広がり、里山と呼ばれる地域景観が見られる。

同部の構造は、台地・段丘から浸食されて堆積した締まりの緩い粘土・シルト・砂からなり、この地層が地表面下20～30mまで分布する、いわゆる軟弱地盤を形成している。このような土地では地震時の「ゆれ」が大きくなり、建物等の被害が大

きくなる特徴がある。また、砂層が分布するところでは、地震時に砂が流動する「液状化現象」が発生しやすく、建造物や盛土の不同沈下や地割れ等のおそれがある。また水害の危険性も高く、特に旧河道や後背湿地は、周囲に比べ地盤高が低いため洪水流が流入しやすく、かつ排水性能の悪さで浸水被害が大きくなるおそれがある。台地・段丘上にも、凹地・浅い谷が分布しており、これらの地形が分布する地域では浸水被害を受けるおそれがある。

ウン事業により開発された市街地や山林、畑が広がっており、標高20m以上の段丘高位面となっている。また、地表面下10m程で堅硬な地盤が現れるため、国内外のデータセンターが30か所以上立地している。一方、谷筋を埋立てた人工地形には軟弱地盤も分布する。

気候は内陸性寄り、かつ概ね温暖で、年平均気温は15℃弱、年間降水量は1,400mm前後、風向は冬に北西の風、夏に南西の風が多く吹く傾向にある。

なお、冬場は最低気温が氷点下5℃前後まで下がることもある。

(2) 地域の災害リスク

【震災】

当市では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）で震度6弱の揺れを記録した。この地震により低地で液状化現象が発生し、負傷者7名、家屋全壊11棟をはじめ損壊総計2,297棟、各種ライフライン被害等、多くの被害が発生した。

このことを踏まえて令和2・3年度に実施した防災アセスメント調査では、マグニチュード（以後「M」と表記）7クラスの地震として「印西市直下の地震（M6.8）」、「千葉県北西部直下の地震（M7.3）」、「大正型関東地震（M7.9）」を設定し、被害想定を行っている。



想定的前提としては、当市及び周辺地域に「印西市直下の地震」の根拠となる活断層は認められないが、フィリピン海プレートの沈降に伴い発生する M7 級の首都直下地震発生が発生確率 70%程度とされている上、地震ハザードステーション J-SHIS の防災地図によると、印西市役所付近で今後 30 年以内に、震度 6 弱以上の揺れが 51.5%の確率で発生すると見込まれていることによる。

それぞれの地震発生時の被害予測等としては、まず印西市直下の地震発生時には、市内全域で震度 6 弱～震度 7。特に低地部において液状化危険度が高いと予測されている。「千葉県北西部直下の地震」の震度は震度 6 弱～震度 6 強、液状化危険度は、「印西市直下の地震」とほぼ同様に、低地部において液状化危険度が高いと予測された。「大正型関東地震」の震度は震度 4～震度 5 強、液状化危険度は、低地部においても液状化危険度が低い、又は極めて低いと予測された。

想定される具体的被害として、「千葉県北西部直下の地震」では全半壊 3,958 棟、焼失 340 棟、死傷者 496～519 名（季節、時刻により変動）、被害量が多い「印西市直下の地震」で全半壊 6,279 棟、焼失 983 棟、死傷者 765～793 名、「大正型関東地震」で全半壊 6 棟、焼失 1 棟となり、①市北部の JR 成田線沿線等低地部で、液状化に伴う建物被害等の物的・人的被害、自宅を喪失した長期避難者の発生。②市南部のニュータウン地域で、ライフライン停止に伴う生活困難者避難による対応発生。③交通機関麻痺で市職員等の参集が遅れ、各種対応に遅れが生じるリスク。④広範囲にわたる液状化、緊急輸送道路の通行止め、利根川等河川堤防決壊に伴う洪水二次被害等が生じる恐れがある。

参考資料等：印西市地域防災計画令和 3 年度修正版（震災編）、地震ハザードステーション J-SHIS

【風水害】

昭和 57 年以降、当市における風水害の主な履歴は、大雨による浸水被害と土砂災害であった。被害内容は、道路損壊、家屋浸水、農業機具破損・紛失といった物的被害が中心で、昭和、平成の時代を通じていずれも車内閉じ込め以外の人的被害は生じていなかった。

また、浸水被害は低地部、がけ崩れは台地の斜面で発生し、道路損壊は路肩の崩壊が主であった。このほか、大雨による堤防損傷・損壊・越流や強風によるビニールハウス等の損壊や、平成 12 年 5 月に突風や雹による物的被害が発生した程度となっていた。

しかし令和に入り、令和元年台風 15 号において軽傷者 2 名、全壊 6 棟を含む建物損壊 218 棟、倒木を主因とする道路被害 239 箇所、最大 6,800 軒の停電被害が発生。同年台風 19 号では建物一部損壊 23 棟、道路被害 62 箇所、最大停電世帯 1,700 軒の被害が生じた。さらに同年 10 月 25 日の大雨により、建物損壊 6 棟、道路被害 122 箇所、最大停電世帯 2,800 軒、農業土地改良施設 8 件の被害が発生し、翌 26 日には印旛沼が計画高水位（4.25m）に達したため、印旛沼氾濫危険情報を発令している。

なお上記災害による被害は、軽傷者 2 名、住家被害 406 棟に上った。

このような履歴を踏まえ、本市は令和 2～3 年にかけて印西市防災アセスメント調査を実施して「利根川」「高崎川・印旛沼流域」「手賀川・手賀沼」の大規模風水害を想定した。

「利根川」については、の総雨量 491mm/3 日の降雨を想定した場合、死者 747 名、被災人口 14,969 名、浸水区域内要配慮者 2,587 名、建物被害 7,314 棟の可能性を見込んでいる。

「高崎川・印旛沼流域」については、総雨量 668.7mm/ 1 日の降雨を想定した場合、被災人口 251 名、浸水区域内要配慮者 43 名、建物被害 103 棟の可能性が見込まれている。

「手賀川・手賀沼」については、総雨量 815mm/ 2 日間の降雨を想定した場合、被災人口 284 名、浸水区域内要配慮者 49 名、建物被害 133 棟の可能性が見込まれている。

参考資料等：印西市地域防災計画令和 3 年度修正版（風水害等編）

洪水・土砂災害ハザードマップ、内水ハザードマップ

令和元年度台風 15 号について（概要報告）他

【感染症】

令和2年から続いた新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済活動等に甚大な影響が生じた。また、新型インフルエンザは10～40年周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。今後新型ウイルス感染症が発生した場合、国民が免疫を獲得していない段階において全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

印西市商工会（以下「当会」と表記）においては、新型コロナウイルス感染症の発生、感染拡大時に「緊急経営相談窓口」の設置など、小規模事業者等の事業継続に向けた対応を行ってきた。今後同様な事態が起こった際には、過去の経験を踏まえた迅速かつ適切な対応が必要である。

【その他の災害】

・火山災害

当市は噴石や火砕流による被害は想定できないが、富士山、浅間山等が噴火した場合、風向等によって降灰があり、道路交通や農作物への影響が想定される。

なお、内閣府の「富士山火山防災マップ」では最低2cm程度の降灰が想定されている。

・竜巻等

短時間のうちに発生する竜巻、旋風などによって、局地的に住宅損壊、車両転倒、飛来物衝突による被害が想定される。

・雪害

降雪による道路通行障害、公共交通機関の運休、農作物被害が想定される。

・放射性物質事故

当市に原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等取扱事業所がある。また、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、土壌除染措置や社会経済活動の制限等が生じたことから、放射性物質事故の想定及び予防対策、応急対策、復旧対策について定めている。

(3) 市内商工業者の状況

【商工業者数内訳】 出典：令和3年経済センサス 商工業者 2,392（うち小規模事業者 1,430）

建設業	製造業	卸売業	小売業	宿泊・飲食	サービス業	情報通信	福祉等	計
272	103	122	495	250	819	40	291	2,392

当市の令和7年3月末現在の人口は111,795人（住民基本台帳）である。

平成22年の合併時は人口が8万人台であったが、ニュータウン地区の宅地造成等により平成30年に10万人に到達。令和4年には11万人を突破し、流山市と並ぶ人口増加地域となっている。現在も人口は増加傾向となっているが、昭和50年代に入居が始まった千葉ニュータウン地区住民が軒並み75歳以上となっていることに加え、旧印旛村、本埜村地域の若年者減少等により人口増は鈍化しつつある。それでも、市企画政策課では従前令和10年に人口がピークを迎えると予測していたが、近年の人口の推移からピークを後ろ倒ししたほか、国立社会保障・人口問題研究所では2050年ごろまで緩やかに人口増加が続くと推測している。

このような状況下で、本市の商工業者に係る動態は市南部の千葉ニュータウン開発近隣地域、北総鉄道沿線周辺において大型物流倉庫や大規模ショッピングモールの進出が進み、また電力供給が確保されていることと地盤が固く安定していることから、近年企業のデータセンターが続々と立地し、今では30か所を超える「データセンター銀座」が形成されている。

令和5年12月には、経済産業省が本市岩戸地区に11.3haの重点促進地域を定めたことが発表され、当該地域内に新たなデータセンター数か所の建設も予定されている。

加えて国道464号線（通称：北千葉道路）の県西部への延伸が進むことに伴い、成田国際空港

～都内へのアクセスが利便性を増す期待も寄せられ、今後物流拠点の更なる増加が見込まれる。

小規模事業者の現況については、市内全域に 270 あまりの建設業者が存在しているほか、元々市街化調整区域が多く個店出店が難しい中、国道 464 号線南側で飲食店や美容室、市南部の新興住宅地において自宅兼事務所という形式で設計・製造企画、IT サービス業を営んだり、エステティック系やコンディショニング系の事業を興す傾向がみられる。

その結果、市南部、南西部の千葉ニュータウン地区等新興住宅地では、新規開業や市街化区域での物流関連事業者、データセンター建設が行われる反面、在来地区（旧印西市北部、旧本埜村、旧印旛村）で建設業や小売業を中心に高齢化と後継者難、大型店進出による購買層の千葉ニュータウン地区への流出によって事業者が減少傾向を示し、市全体で平成 28 年の前回調査比 177 事業者増の一方、小規模事業者数は前回調査比で 101 減少している。

(4) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

・防災計画

当市では、令和 2・3 年に実施した印西市防災アセスメント調査にて算出した被害予測等を活用しながら、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、印西市防災会議において印西市地域防災計画を定めている。

・防災組織の整備

(ア) 市内部（組織、職員、施設等）

災害時の応急対策活動が迅速かつ的確に行えるように、マニュアル作成、役割分担見直し、関係機関との連携、他自治体や民間事業者などとの協定締結に努めている。

(イ) 自主防災組織

災害対策は、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として市民自らが初期消火、救出・救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要である。そのため、市は自主防災組織の結成、活動支援等を行う。

・防災訓練の実施

当市では、様々な状況を想定した各種防災訓練を実施する。

(ア) 総合防災訓練

市が防災関係機関、県等と連携して、市民、事業所等も参加する実践的総合防災訓練。

(イ) 個別訓練

市が地域防災計画、同詳細版「個別対策マニュアル」に基づき、各部署で目的を定めて行う訓練。（市職員訓練。避難訓練や消火訓練、通信訓練等の個別活動訓練）

・防災備品の備蓄

当市は備蓄対象人口（避難所及び避難所外に避難する 1 日後の人口）を 17,348 人とし、最低 3 日分の飲料水・食料・生活必需品備蓄（市推奨は 1 週間分）を計画に位置付けている。

また、民間事業者等と各種物資調達に関する協定を締結し、物資調達ルート確保に努めている。

さらに、学校またはその隣接地、指定避難所等に防災倉庫、災害用井戸等、応急給水設備の整備を進めている。

2) 当会の取り組み

・当市と当会の連携体制

印西市地域防災計画における、当市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱の中で、当会の業務分掌は以下のとおり定められている。

① 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること

② 救助用物資（生活必需品）等の復旧用資材確保に関すること

また、印西市地域防災計画に基づき、以下について当市と当会が連携して取り組む。

- ① 「日本政策金融公庫による貸付制度」「災害復旧貸付」等、復旧に必要な資金並びに事業費の支援策に係る周知、斡旋
- ② 事業所における復旧用資材確保の啓発及び事業継続計画（事業者 BCP）の作成

・ 当会独自の取り組み

- ① 千葉県火災共済協同組合と連携し、火災共済への加入促進を行う。
- ② あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携し、事業継続力強化計画策定のワークショップやセミナーの開催及び各種損害保険の加入促進を行う。
- ③ 千葉県中小企業診断士協会等と連携し、事業継続力強化計画策定及び申請支援を行う。
- ④ 事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ⑤ 防災備品の備蓄

II. 当市、当会における課題

・ 当市における課題

大規模な災害の下では、国、県を含めた行政による対応「公助」には限界がある。このような状況下において、被害を最小限に抑えるためには、平時から自分の身は自分で守る「自助」と自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の取組が必要不可欠である。そのため、地域住民が協力して防災活動を行うための組織づくりや、防災活動に必要な資機材の整備、充実が求められる。

加えて、地震による建物の損壊や液状化、台風や大雨による浸水や洪水等、過去当市に多くの被害が生じた教訓を踏まえ、減災の考えに立脚した災害に対する備えを強化することは極めて重要な課題となっている。また、被災時にできるだけ早い復旧が図れるよう、他自治体や民間事業者などとの災害時応援協定の締結についても推進していく必要がある。

・ 当会における課題

当会における課題として、印西市地域防災計画との整合性を取りながら緊急時の組織整備、協力体制、役割分担を定め、具体的な行動に関するマニュアルの作成等を行ったものの、平時及び緊急時の対応を推進するノウハウ、緊急時の備えとなる保険、共済、事業継続計画策定に関する推進体制が質量ともに整っていないと言えない。

その結果、市内小規模事業者等の保険、共済加入状況把握や事業継続計画策定状況もまだ低調な推移となっている。

感染症対策においては、商工会内において体調不良者を出社させないルール作りやリモートワーク環境の整備、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等衛生品の備蓄は進んだが、事業者内での各種対策、特に事業継続に向けた体制整備や、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどといった方策はさらなる啓発、支援の必要がある。

III. 目標

・ 防災意識の高揚

地区内小規模事業者等に対して災害リスク、感染症等リスクを認識させ、事前対策に関する必要性の周知、対策の助言を行い、専門家との連携の下で事業継続力強化計画策定、申請へとつなげていく。その成果として、今後5年間で認定事業所25社以上を目標とする。

・ 防災体制の構築

発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当市間の被害情報報告ルートを構築する。

・ 復興支援体制の構築

発災後、速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制整備、千葉県商工会連合会等関係機関との連携体制構築を行う。

また、域内において感染症発生時（※）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※感染症発生時の対応

海外発生期：国内感染者発生に備えて情報収集に努め、国内感染者発生時の対応について市等と協議する。

国内感染者発生期：市内事業者に対する感染防止の啓発、及び感染拡大に備えた対策を市、千葉県商工会連合会等と情報共有する。

国内感染拡大期：市内事業者に対する BCP の啓発及び発動準備、緊急相談窓口設置の検討、国等の支援策について情報提供するほか、予め協議した連携体制に基づき対応を進める。

社内感染者発生期：速やかに市をはじめとする関係機関へ報告するとともに、リモートワーク等の実施、必要に応じ業務支援の要請を行う。

・職員等の資質向上

各種研修会や防火管理者講習等へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険及び事業継続計画策定並びに防災、防火対策等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。また得たノウハウについて積極的に当会役員をはじめとする関係者へ還元していく。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者等に対する災害等リスクの周知

令和3年度に修正作成された「印西市地域防災計画」に則り、当計画内で明記されている印西市商工会としての災害時の役割を踏まえながら、本計画との整合性をとり、発災時に混乱なく応急対策等にあたるよう事前の準備を進める。

また、千葉県地域防災計画中の基本方針等で「災害による被害を最小限に抑えるための事前対策の強化」「地域防災力の向上」「ハザードマップの活用」など、「減災」につながる事項が謳われていることから、小規模事業者等が災害等リスクを認識して減災に取り組むよう促す。

(ア) 巡回指導時に、ハザードマップ及び総合防災ブック並びに印西市地域防災計画、各種共済パンフレットを携行し、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険、共済加入、日本政策金融公庫の電子契約登録、行政の支援策の活用等）について説明する。

(イ) 市広報や市、商工会のホームページ等において、国、県の施策紹介や、リスク対策の必要性、各種共済等の概要、事業者BCP等の紹介を行う。

(ウ) 小規模事業者等に対し、発災時の備えとなる事業者BCPの策定を推進する。

推進にあたっては、専門家を招聘して事業継続力強化計画策定に係るワークショップ、セミナー、個別の策定支援を実施する他、各種媒体にて行政施策の紹介等を併せて行う。

(エ) 新型コロナウイルス感染症はいつでもどこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化する。事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされない冷静な対処を周知する。

(オ) 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

(カ) 事業者に提供できるようマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年11月、事業継続計画、危機管理マニュアルを作成し、毎年更新。

3) 関係団体等との連携

(ア) 千葉県火災共済協同組合と連携し、火災共済への加入促進。

(イ) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携し、事業継続力強化計画策定セミナー、ワークショップの開催及び各種保険の加入促進。

(ウ) 被災した小規模事業者の早期復興・復旧に向け、印西市商工会建設業部会等と連携して支援を行う。

(エ) 被災した小規模事業者が低利融資を受けられるよう、日本政策金融公庫、千葉信用金庫等の金融機関と連携して対応を行う。

4) フォローアップ

日々の巡回指導時に、小規模事業者のBCP取り組み状況を確認するほか、経営発達支援事業にて行う個社の経営分析及び事業計画策定と併せて、PDCAサイクルの回し方をBCPも意識したものとなるよう支援していく。

また、当会作成の危機管理マニュアルについて、専門家の支援を受け毎年改訂を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（主にマグニチュード 7.3 級の地震を想定）や災害に伴う火災等を想定し、本市との連絡ルートの確認等を行うほか、定期的に訓練を実施する。

自然災害等による停電等に備え携帯充電用備品及び各種作業用品を、市の食料備蓄方針に沿って 3 日分の非常用食料及び食器等を、感染症対策にてマスク、消毒液等を購入する。

(参考) 令和 7 年 10 月現在の本会備蓄状況

種類	個数	種類	個数
非常用給水バッグ(7ℓ)	3個	懐中電灯・ランタン	各1灯
アルミブランケット	10枚	乾電池	単 1,3,4 各4個以上
使い捨てカイロ	30個	携帯ラジオ内蔵型手動式 携帯電話充電器	1台
ヘルメット	10個	非常用簡易トイレ	2箱
作業用ゴム手袋	10枚	ティッシュ	3箱
軍手	2打	筆記用具・紙・ノート	10名分
雨具	10組	養生テープ	5個
洗面用具	2組	電子データ	2本
救急セット	1箱	脚立	1台
飲料水	40ℓ	台車	2台
保存食	64食	マスク	100枚
食品加熱袋	5枚	消毒液	3本
ポリ袋・ラップ	10枚	スコップ	4本

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順にて地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

(ア) 勤務時間内発災の場合

発災後直ちに職員の安否報告を行う。

安否報告後、業務従事可能な場合には危機管理マニュアル「危機発生時の行動」に従い、以下の対応を行う。

- ・ 商工会館の安全確認及び被害調査並びに職員等の安否把握
- ・ 危機管理マニュアルで定める設置基準に基づき、会長・副会長に災害対策本部の設置有無を確認の上、必要に応じ災害対策本部を設置
(商工会館被災時は、印西市役所経済振興課等を借用し、災害対策本部を設置する)
- ・ 役員等の安否確認
- ・ 被害情報の収集
- ・ 救援活動の支援、備品等の提供
- ・ 当面の施設運営方針の決定及び印西市役所等関係機関との連絡調整

(イ) 時間外、休日時発災の場合

勤務時間外、休日に大規模災害が発生した場合、事務局職員は身の安全を第一に考えた上で、招集基準に従い行動するとともに、発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。安否報告後、業務従事可能な場合には「(ア) 勤務時間内発災」の場合と同様に行動する。

なお、災害対策本部長（商工会長）が来館するまでの間は、初期来館者のうち最上位の職にある者が指揮を代行する。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員自身による情報収集において、地域防災無線やラジオ等で集めた情報に基づき、自身に被害が及ぶ恐れがある場合は出勤を控える。その判断基準として気象庁『防災気象情報と警戒レベルとの対応について』（下表）で定める警戒レベル3相当またはそれ以上の情報を入手、またはとるべき行動に該当する状況となった場合は出勤を控え、警戒レベル2以下の場合には身の安全を第一にしつつ、出勤の可否を判断する。

気象庁『防災気象情報と警戒レベルとの対応について』

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報 危険度分布「災害切迫」	災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル5相当 (地元の自治体が緊急安全確保を発令する判断材料)
土砂災害警戒情報 危険度分布「危険」 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当 (地元の自治体が避難指示を発令する目安)
大雨警報（土砂災害） 洪水警報 危険度分布「警戒」 氾濫警戒情報 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、危険度分布や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。	警戒レベル3相当 (地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安)
危険度分布「注意」 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

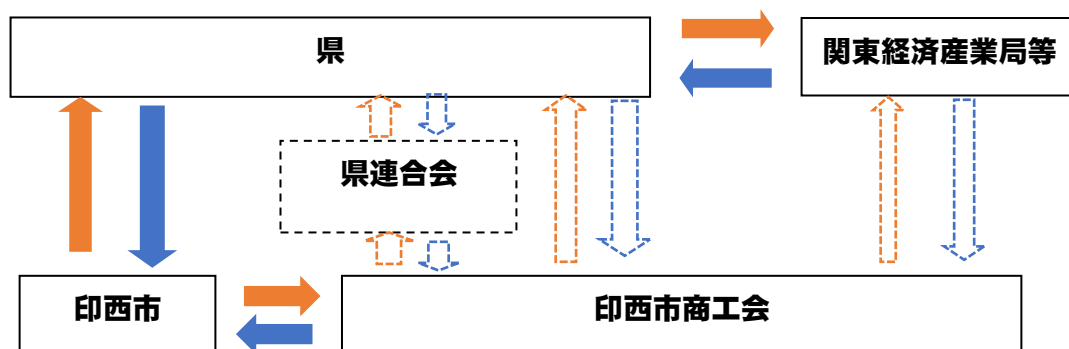
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

< 3.発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会または当市より県へ報告する。

※ 塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、印西市と相談する（その他当会は、国・県の依頼を受けた場合に特別相談窓口等を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、県商工会連合会等に相談する。

< 6. 感染症対策 >

感染拡大リスクの高い感染症対策は以下のとおりとする。

1) 事前の対策

- ・Web 会議や交代勤務（在宅勤務）対応に備え、Zoom 有料アカウント購入をはじめ、必要な情報機器や通信環境を整備する。
- ・マスク及び消毒液等を備蓄し、感染防止に努める。

2) 流行時の対策

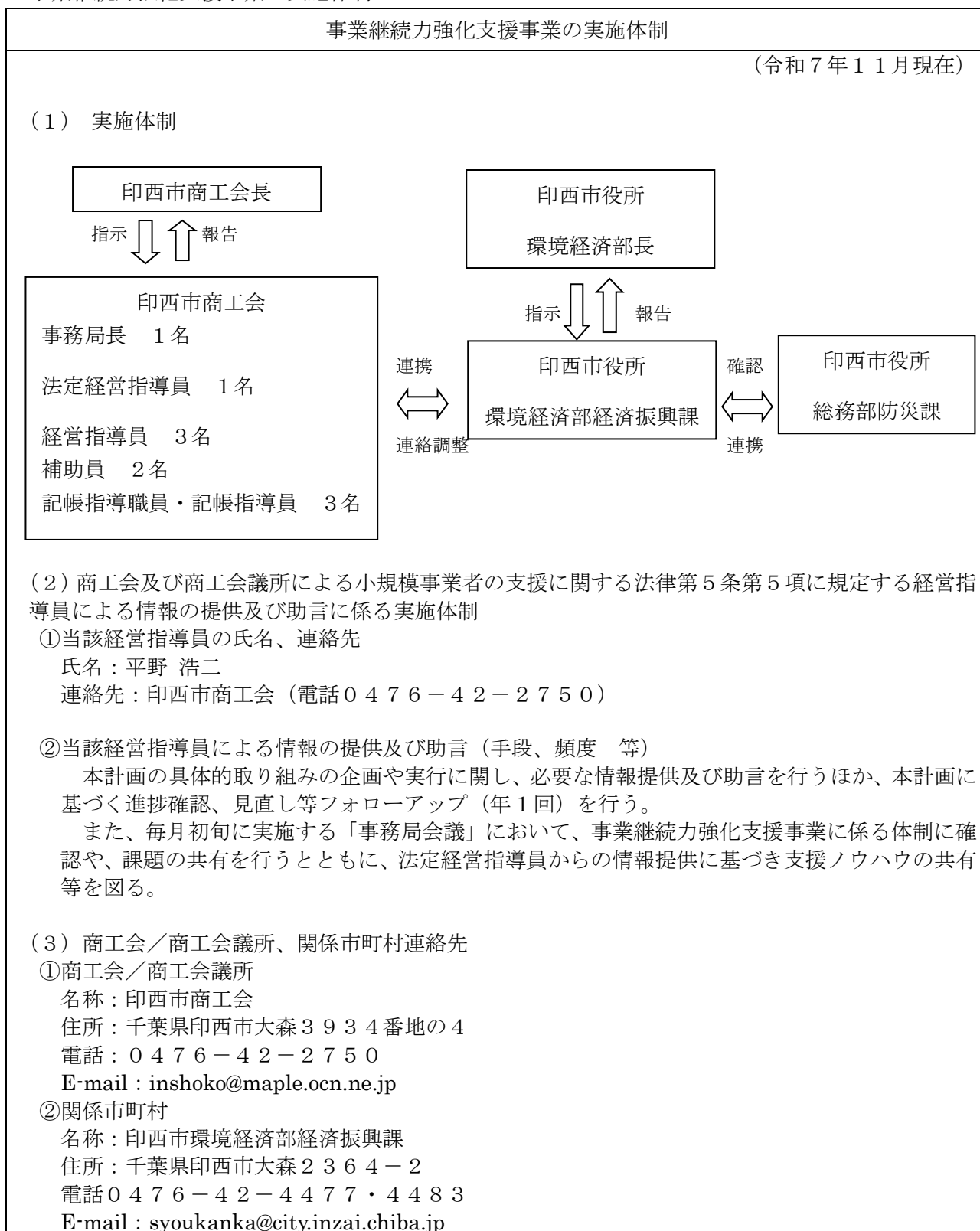
- ・当会職員の交代勤務を導入する。具体的には事務局長及び経営指導員は週 1 日の在宅勤務、補助員は週 2 日の在宅勤務、記帳指導職員等は状況に応じて週 3～4 日の在宅勤務を目安とする。
- ・通常総代会及び理事会等、商工会の運営上必要な会議について、適宜書面議決にて対応する。
- ・マスク等が不足している小規模事業者に対し、これらを配布する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
セミナー開催費	120	120	120	120	120
制度啓発費 (会報郵送費含む)	200	200	200	200	200
専門家派遣費	30	30	30	30	30
防災対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、各種手数料、県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。